

※下線が修正点です。

# 愛媛県地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和 年 月修正

愛媛県防災会議

愛媛県地域防災計画

(原子力災害対策編)

策定・修正履歴

昭和52年 2月 策定

昭和55年 2月 修正

昭和56年 9月 修正

平成10年 7月 修正

平成12年10月 修正

平成16年 5月 修正

平成22年 3月 修正

平成23年 7月 修正

平成25年 2月 修正

平成25年 7月 修正

平成26年 3月 修正

平成27年 8月 修正

平成29年 9月 修正

令和元年 6月 修正

令和2年 2月 修正

令和3年 2月 修正

令和4年 2月 修正

令和 年 月 修正

# 愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）目次

## 第1編 総論

第1章 計画の主旨	1
1-1-1 計画の目的	
1-1-2 計画の性格	
1-1-3 計画の構成	
第2章 原子力災害対策重点区域	3
1-2-1 原子力災害対策重点区域	
第3章 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施	4
1-3-1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	
1-3-2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
1-4-1 県	
1-4-2 市町	
1-4-3 関係機関	
1-4-4 原子力事業者	
第5章 広域的な活動体制	15
1-5-1 原子力災害時における広域応援協力体制	

## 第2編 原子力災害事前対策

第1章 発電所における予防措置等の責務	16
2-1-1 発電所における安全確保	
2-1-2 発電所における防災体制の確立	
2-1-3 発電所における立入検査の実施等	
第2章 災害応急体制の整備	17
2-2-1 原子力事業者の防災体制の整備	
2-2-2 県、重点市町及びその他の市町の防災体制の整備	
2-2-3 国との連携による防災体制の整備	
第3章 通信連絡体制の整備	20
2-3-1 通信連絡網の整備	
2-3-2 通信連絡体制の確立	
2-3-3 災害時における放送要請に関する協定	
2-3-4 住民等に対する情報伝達体制の整備	
第4章 環境放射線モニタリング体制の整備	23
2-4-1 環境放射線モニタリング資機材等の整備	
2-4-2 環境放射線モニタリング体制の整備	
第5章 災害警備計画の策定	25
2-5-1 災害警備計画に盛り込む事項	

第6章	原子力災害医療体制の整備	26
	2-6-1 原子力災害医療体制の整備	
	2-6-2 原子力医療資機材等の整備	
第7章	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	29
	2-7-1 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	
	2-7-2 防護対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等	
第8章	避難收容活動体制の整備	30
	2-8-1 指定避難所等の指定	
	2-8-2 避難経路の指定	
	2-8-3 指定避難所等の設備及び資機材の配備	
	2-8-4 避難計画	
	2-8-5 避難行動要支援者名簿の作成等	
第9章	緊急物資の確保	37
	2-9-1 食料及び生活必需品等の確保	
	2-9-2 飲料水等の確保	
	2-9-3 医薬品、医療資機材等の確保	
第10章	緊急輸送路の確保体制の整備	40
	2-10-1 県の活動	
	2-10-2 県警察の活動	
第11章	飲食物の出荷制限及び摂取制限	41
	2-11-1 県の活動	
第12章	防災知識の普及	42
	2-12-1 県の活動	
	2-12-2 重点市町の活動	
	2-12-3 関係機関の活動	
	2-12-4 住民及び事業者の活動	
第13章	原子力防災訓練の実施	45
	2-13-1 県原子力防災訓練の実施	
	2-13-2 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等	
第14章	原子力発電所上空の飛行規制	47
	2-14-1 原子力発電所上空の飛行規制	
第15章	広域応援体制の整備	48
	2-15-1 他県等との広域応援体制	
	2-15-2 警察災害派遣隊の応援体制	
	2-15-3 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	
	2-15-4 自衛隊派遣要請体制	
	2-15-5 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制	
第16章	県消防防災ヘリコプターの運航	50
	2-16-1 原子力災害時における活動の種類	

2-16-2	ヘリコプター離着陸場の整備拡充	
2-16-3	県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携	
<b>第17章</b>	<b>防災対策資料の整備</b>	<b>51</b>
2-17-1	防災対策資料の整備	
2-17-2	その他原子力防災対策上必要な資料の整備	
<b>第18章</b>	<b>核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備</b>	<b>53</b>
2-18-1	原子力事業者等の活動	
2-18-2	国の活動	
2-18-3	海上保安部の活動	
2-18-4	県及び市町の活動	
2-18-5	消防機関の活動	
2-18-6	県警察の活動	
<b>第19章</b>	<b>複合災害対応に係る体制整備</b>	<b>55</b>
2-19-1	複合災害に係る応急体制の整備	
2-19-2	情報の収集・連絡体制の整備	
2-19-3	緊急時モニタリング体制の整備	
2-19-4	原子力災害医療体制の整備	
2-19-5	避難・退避実施体制の整備	
2-19-6	原子力防災に関する知識の普及啓発	
2-19-7	研修及び訓練の実施	
2-19-8	緊急輸送活動体制の整備	
2-19-9	周辺住民への的確な情報伝達体制の整備	
2-19-10	避難経路となる道路等の整備	

## 第3編 緊急事態応急対策

<b>第1章</b>	<b>応急措置の概要</b>	<b>58</b>
3-1-1	県のとるべき措置	
3-1-2	重点市町及びその他の市町のとるべき措置	
3-1-3	県民のとるべき措置	
3-1-4	関係機関のとるべき措置	
3-1-5	原子力事業者のとるべき措置	
<b>第2章</b>	<b>県災害対策本部の設置</b>	<b>61</b>
3-2-1	県災害対策本部の設置等の基準	
3-2-2	県の原子力災害発生時の配備体制及び動員計画	
<b>第3章</b>	<b>各機関の活動体制</b>	<b>75</b>
3-3-1	Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制	
3-3-2	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制	
3-3-3	Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制	
<b>第4章</b>	<b>情報活動</b>	<b>81</b>
3-4-1	Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡	
3-4-2	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡	
3-4-3	Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡	

<b>第5章</b>	<b>通信連絡</b> .....	<b>85</b>
	3-5-1 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡	
	3-5-2 原子力災害時における住民等への指示の伝達等	
<b>第6章</b>	<b>広報・広聴活動</b> .....	<b>90</b>
	3-6-1 県の活動	
	3-6-2 重点市町の活動	
	3-6-3 その他の市町の活動	
	3-6-4 関係機関の活動	
	3-6-5 原子力事業者の活動	
	3-6-6 県民が必要な情報を入手する方法	
	3-6-7 広聴活動	
<b>第7章</b>	<b>緊急時モニタリング等の実施</b> .....	<b>94</b>
	3-7-1 緊急時モニタリングセンターの設置と任務	
	3-7-2 緊急時モニタリング等の実施方法	
	3-7-3 海上におけるモニタリングの実施	
	3-7-4 上空におけるモニタリングの実施	
	3-7-5 モニタリング結果等の共有	
<b>第8章</b>	<b>住民避難等の実施</b> .....	<b>97</b>
	3-8-1 防護対策の決定	
	3-8-2 避難等の指示	
	3-8-3 避難等の方法	
	3-8-4 避難経路の確保	
	3-8-5 避難所の設置	
	3-8-6 指定避難所等の運営	
	3-8-7 要配慮者の避難誘導	
	3-8-8 防災上重要な施設の避難誘導	
	3-8-9 広域避難	
	3-8-10 避難の長期化への対応	
<b>第9章</b>	<b>立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施</b> .....	<b>108</b>
	3-9-1 立入制限、交通規制の実施	
	3-9-2 防護対策区域及び警戒区域における災害警備の実施	
<b>第10章</b>	<b>飲料水・飲食物の摂取制限等</b> .....	<b>110</b>
	3-10-1 飲料水・飲食物の摂取制限措置の決定	
	3-10-2 飲料水の摂取制限	
	3-10-3 飲食物の摂取制限	
	3-10-4 地域生産物の採取制限及び出荷制限	
<b>第11章</b>	<b>原子力災害医療の実施</b> .....	<b>113</b>
	3-11-1 原子力災害医療の組織とその任務	
	3-11-2 原子力災害医療の実施	
	3-11-3 原子力災害医療体制	
	3-11-4 安定ヨウ素剤の服用	
<b>第12章</b>	<b>防災業務関係者の防護対策</b> .....	<b>125</b>
	3-12-1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布	

3-12-2 防災業務関係者の被ばく管理

第13章	緊急輸送	127
3-13-1	県の活動	
3-13-2	重点市町の活動	
第14章	消火活動	128
3-14-1	原子力事業者の活動	
3-14-2	消防機関の活動	
3-14-3	県の活動	
第15章	救助・救急活動	129
3-15-1	原子力事業者の活動	
3-15-2	消防機関の活動	
3-15-3	県の活動	
第16章	ボランティアの受入れ	130
第17章	応援協力活動	131
3-17-1	県の活動	
3-17-2	県警察の活動	
3-17-3	重点市町の活動	
3-17-4	国の活動	
3-17-5	自衛隊の災害派遣要請	
3-17-6	海上保安部の活動	
3-17-7	原子力被災者生活支援チームとの連携	
第18章	県消防防災ヘリコプターの活動	134
3-18-1	飛行における安全確保	
3-18-2	関係機関等による活動支援	
第19章	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	135
3-19-1	原子力事業者等の活動	
3-19-2	国の活動	
3-19-3	海上保安部の活動	
3-19-4	県の活動	
第20章	複合災害時における応急対策	137
3-20-1	情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保	
3-20-2	緊急時モニタリング	
3-20-3	住民への情報伝達活動	
3-20-4	屋内退避、避難等	
3-20-5	原子力災害医療	
3-20-6	緊急輸送活動	
3-20-7	救助・救急活動及び消火活動	

## 第4編 原子力災害中長期対策

第1章	緊急事態解除宣言後の対応	139
-----	--------------	-----

第2章	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	139
第3章	汚染の除去等	139
第4章	復旧期モニタリングの実施と結果の公表	139
第5章	各種指示、制限措置の解除	140
	4-5-1 各種指示の解除	
	4-5-2 各種制限措置の解除	
第6章	災害地域住民に係る記録等の作成	141
	4-6-1 災害地域住民の記録	
	4-6-2 被害状況調査の実施	
	4-6-3 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備	
	4-6-4 災害状況の記録	
第7章	風評被害等の影響の軽減	143
	4-7-1 風評被害等の影響の軽減	
第8章	被災者等の生活再建の支援	143
	4-8-1 被災者等の生活再建	
	4-8-2 被災中小企業等に対する支援	
第9章	物価の監視	144
第10章	復旧・復興事業からの暴力団排除	144
第11章	原子力事業者の災害復旧対策	144
	4-11-1 災害復旧対策計画の作成	
	4-11-2 県等の行う災害復旧対策への協力	
	4-11-3 仮設住宅等の提供	
第12章	災害対策本部等の解散	145
	4-12-1 国の原子力災害対策本部の廃止	
	4-12-2 県災害対策本部の解散	